

從吾の著とするが、支考の手に成つたものである。序文は元祿甲申二月とあつて名を載せぬが、これも支考の作であらう。從吾・北枝・支考等の附合と、机右と題し數十家の發句とを載せる。京井簡屋庄兵衛板。

ハクタルマケンブウツイゼンシユウ 白達 擊見風追善集 一冊。京菊屋太兵衛板。津幡の伴人白達隱見風の子風逸が、天明三年四月一日に歿した先考の爲にした追善集で、その病中の記及び肖像がある。加越能の人々から遠國に至るまでの追悼の數百句があつて、見風の風交の廣かつたことが窺はれる。序は乙双下暮三及び見推、跋は湖右舍左木。

ハクチ 白癡 ↓セツシンハクチ 雪心白癡。

ハクチヨウボリ 白鳥堀 金澤城三、丸石川門脇より新丸尾坂門の邊迄の外面に連続した塹である。白鳥堀の名義は、こゝに白鳥を放飼したことがあるに因る。

ハクトウシユウ 白湯集 一冊、大田錦城著。著者は文政二年吉田侯に仕へて江戸に在つたが、その秋暇を請うて京坂地方に遊歴し、その旅中に成つた詩賦八十餘首を集めたのがこの書である。文政六年刊行せられてゐる。

ハクヒ 羽昨 (一)羽昨の部落 ↓羽昨郡羽昨は、上古羽昨國造の治所として發達した部落であり、前方後圓の二大古墳の周圍を繞り、區畫の不規則なること、實に上代の街形を如實に見る如き感を興へる。藩政時代に在つては、邑知院内羽昨正院に屬し、村としての取扱を受けるに過ぎなかつたが、それでも外浦と内浦とを聯絡する要地として、一郡の中心たる體面を維持してゐた。能登名跡志に「羽

喰村は川の南に有。能登第一の高所にて、二千石餘の村也。民家三百餘軒有。」と記する。羽昨に羽喰の文字を用ひたことは、羽昨郡の項に書いた。

(二)羽昨の語義 ↓羽昨の語義は解し難い。羽昨神社の社記にはかうある。垂仁天皇の御宇、疫癘數年に涉り、盜賊之に乗じて跳梁した。又羽昨郡龍崎の深林に怪禽あつて、屢良民を害した。事朝廷に聞え、石衝別命が鎮撫の爲派遣せられたが、命は矢を放つてかの怪禽を射給ふと、その率ゐる三狗直に走せて羽翼を噛み、遂に之を死に至らしめた。羽昨の名は是から起つたのであると。この説明傳説は、氣多社記を模倣した痕跡歴然たるものであるのみならず、脚色幼稚、文學として觀るも一顧の價値がない。併し古事記に載する所の、大國主神が須勢理媛と婚する條に、「爾其鼠昨持其鳴鶴出來而奉也。其矢羽者。其鼠子等皆喫也。」とあるものは、見逃がしてならぬ。

能登の羽昨が、この事件の起つた根、堅洲國であるとは言はぬが、羽昨の地名と出雲神話との間に、連絡のあることを認めぬやうである。又屋代弘賢の説には端洞であるとして居り、日本地理志料には、古事記に手の保より漏出で、成る所の神、又は仲哀紀に筑紫の洞の海など、あつて、羽昨の邑が邑知瀉の海に注ぐ所にあるから、昨の瀉たる或は取るべきであるというて居るが、クキが轉じてクヒとなると思はれず、若し轉じ得るとしても端洞とこの地と何の關係があるとも考へられぬ。

ハクヒヤキミ 羽昨彌公 桓武天皇の延暦廿一年九月二日、能登の國人羽昨彌公が土

佐の國に流された。これは強盜の罪を犯したからであつた。

ハクヒガタ 羽昨瀉 羽昨・鹿島二郡に跨る邑知瀉をいふ。能登名跡志に、「此川(羽昨川)は羽くひの瀉尻にて、則羽昨村は川の南にあり。」また「羽昨の瀉は村(羽昨)の東北寄にあり。」などと記する。

ハクヒガハ 羽昨川 邑知瀉の排水口で、流程三軒餘。羽昨に於いて子浦川を合はせ、砂丘を横斷して海に入る。一に羽昨川尻川ともいふ。其の間舟運自在で、羽昨と鹿島郡金丸及び大町との間に交通する。

ハクヒカハシリガハ 羽昨川尻川 ↓ハクヒガハ 羽昨川。

ハクヒキタガタ 羽昨北方 永徳二年六月の惣持寺文書に、「大雄庵田地四百三十町羽昨北方松崎、三百町羽昨北方石町、二百町羽昨北方吉崎。」と見える。羽昨郡羽昨に屬する一部であらう。

ハクヒコウ 羽昨港 羽昨郡羽昨川の河口をいふ。北に遠く龍崎が斗出して居るが、河口淺くして大船を入れるを得ぬ。

ハクヒゴウ 羽昨郷 羽昨郡の古郷名。和名鈔に波久比と訓ずる。羽昨の部落はこの郷の本郷である。

ハクヒゴホリ 羽昨郡 能登四郡の一で、郡名は國造時代の羽昨から起る。正平四年三月十五日の繪旨に「能登國白井郡内瀨郷南北地頭職云々」とある白井は羽昨の假借である。中世羽喰の文字を用ひたが、寛文十一年五月前田綱紀命じて之を舊に復せしめた。この改稱は、幕府に地圖を提出するに當つて、幕府當局の指揮に基づいたものであるとい

ふ。しかし、その後といへども公私文書に羽喰と書いたものが多い。

ハクヒシヨウイン 羽昨正院 羽昨郡に在つた。承久三年注進の能登國田數目録に「羽昨正院、拾三町、文治六年立□□。」大永六年十月一宮社務職年貢納帳に「はくい正院辻前二段五之役六斗四升五合廿四文左大別當。」など、見える。後世又羽昨正院の名を存する。

ハクヒシヨウイン 羽昨正院 羽昨郡に屬し、藩政時代では邑知院内羽昨正院といひ、羽昨・鹿濱・立開の三ヶ村を含んで居た。

ハクヒジンジャ 羽昨神社 羽昨郡羽昨に鎮座する。式内等舊社記に「羽昨神社。式内一座。羽昨郷羽昨村鎮座。祭神羽昨氏祖神磐衝別命。一郷之惣社也。」と見える。初め社僧本念寺は眞言であつたが、文明の頃眞宗に轉じ、神職宮谷氏は之と爭論を醸して深江村に移り、そこに八幡宮を勧請したといふ。

ハクヒノウミ 羽昨海 萬葉集に大伴家持の「之乎路可良多太古要久禮婆波久比能海安佐奈藝思多理船梶母我毛。」の歌がある。越中から志雄路を経て能登に入り、氣多神社に向かはんとするのであるから、こゝに羽昨の海といふものは、今の邑知瀉であらう。湖水を海といふことは、布勢瀉を布勢の海、琵琶瀉を近江の海と萬葉集にあるに同じい。

ハクヒノキミ 羽昨公 羽昨公は羽昨國造の裔である。類聚國史延暦廿一年の條に、羽昨彌公が盜を以て罪せられたとある。彌公も、恐らくは初め羽昨公であつたが、貶して姓を除かれたのであらう。同書にまた、弘仁十四年四月從六位下羽昨公吉足に外從五位下を授けられ、天長三年正月從五位下とし、同五年